

報告第2号

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年5月7日提出

加東市長 岩 根 正

専決番号	専決年月日	専決事項	内 容
第3号	令和6年4月11日	和解及び損害賠償の額を定めること。	別紙のとおり

専決第3号

和解及び損害賠償の額を定めることの専決処分について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年4月11日

加東市長 岩 根 正

1 損害賠償の相手方

2 和解事項

市は、相手方車両の修繕費用及び車両レンタル費用の10割を支払う。

3 損害賠償の額

366,489円

4 事故の概要

(1) 事故発生日時

令和6年2月26日 午前11時18分頃

(2) 事故発生場所

加東市沢部613番地1（加東市立福田小学校敷地内）

(3) 事故の内容

給食配送等派遣業務（労働者派遣業務）契約を締結している公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会の運転手が、公務（給食配送業務）中に、公用車（給食配送車）を搬入口に寄せる際、公用車荷台の左下巻き込み防止バーが、駐車中の相手方車両の左前バンパーに接触し、破損させた。